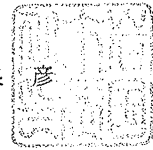


平 20 都市第 1299 号  
平成 20 年 10 月 27 日

山口県知事 二 井 関 成 様

岩国市長 福 田 良 彦



岩国市都市計画審議会からの意見について

このことについて、平成 20 年 10 月 17 日に開催した第 2 回岩国市都市計画審議会の答申の際に、下記の付帯意見が併せて提出されました。

本市においては、この意見を重く受け止め、真摯に対応して参りますので、御理解をお願いします。

記

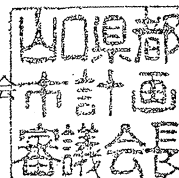
- 1 岩国市のまちづくりにおける重要な事業の一つとして都市計画決定され、事業化された愛宕山新住宅市街地開発事業を、予期せぬ社会経済情勢の変化が背景にあるとはいえ、廃止することは誠に遺憾である。今後、二度とこのような事態が生じないようにすること。
- 2 愛宕山新住宅市街地開発事業を廃止する上で、借入金返済が市民に負担を強いることの無いようにすること。
- 3 事業廃止後の跡地利用計画策定に当たっては、周辺住民を含め、市民の意見を十分に聞き、理解を得ながら進めること。



山 都 審 第 1 8 号  
平成 2 1 年 (2009 年) 1 月 2 1 日

山口県知事 二 井 関 成 様

山口県都市計画審議会  
会長 村 田 秀



第 1 3 6 回及び第 1 3 7 回山口県都市計画審議会の審議報告について

このことについて、平成 2 0 年 1 1 月 2 6 日開催の第 1 3 6 回山口県都市計画審議会及び平成 2 1 年 1 月 1 6 日開催の第 1 3 7 回山口県都市計画審議会において、審議の過程で各委員から出された意見のうち主なものについて取りまとめましたので、下記のとおり報告します。

記

1 都市計画の廃止の是非に関する意見

- ・ 社会情勢の変化や採算性の面から、都市計画の廃止は妥当である。
- ・ 都市計画の廃止と跡地利用とは切り離せないものである。
- ・ 赤字解消は喫緊の課題であり、そのためには都市計画の廃止が必要である。

2 都市計画の廃止手続に関する意見

- ・ 都市計画法には廃止の明確な規定がなく、法解釈に疑義がある。
- ・ 跡地利用を決めないまま都市計画を廃止するのは都市計画の理念にそぐわない。
- ・ 新住宅市街地開発法には事業の中止を認める規定がなく、法解釈に疑義がある。
- ・ 公聴会の開催、意見書の提出等必要な法的手続はすべて済んでいる。
- ・ 署名形式の意見書は有効性に疑義がある。
- ・ 赤字解消が事業中止のための公益上の必要性に該当するか疑義がある。
- ・ 法律の解釈については内閣法制局に確認すべきである。

3 跡地利用に関する意見

- ・ 跡地利用については当審議会とは別の場で議論すべきものである。
- ・ 多額の赤字の発生は県民・市民にとってゆるがせにできる問題ではない。
- ・ 多額の赤字が発生しており、県民や市民の財政的負担を解消することが必要である。
- ・ 跡地問題も含め具体的なプランを明解にすべき時期である。
- ・ 跡地利用については住民に説明を尽くす必要がある。
- ・ 住民の思いは米軍住宅建設に反対することに尽きる。
- ・ 跡地利用について周辺住民をはじめ市民のみなさんの意見を十分聞くべきである。



- ・赤字解消のためには、国に買取りを要求する以外に方法がないか検討すべきである。
- ・環境変化の代償として、地域にとって住みよいまち・環境をつくることが大切である。
- ・国が買う見通しが分からず、赤字解消という問題は不透明である。
- ・新住宅市街地開発法の枠を外さないと次へ進めない。

#### 4 その他の意見

- ・里道は市が管理しているものであるが、県も責任を持って対応すべきである。
- ・県住宅供給公社は販売手法の検討や営業努力をしていない。
- ・県及び県住宅供給公社の責任は極めて重大である。
- ・県住宅供給公社が行った事業認可の撤回の申請書は公開されるべきである。
- ・県全体の利益を優先するか、地域の意見を重視するかが重要である。
- ・今の情報では、赤字の部分と今後発生するかもしれない損失部分を評価できない。
- ・広大な土地が残るのは残念だが、公衆衛生学的に周りに影響を及ぼすことはない。

サンキ・ウエ ルビイ株式会社	広島市西区商 工センター一 丁目一番一 号	サンキ・ウエ ルビイ柳井 セ	柳井市南町一 丁目八番四 号	平成二〇〇 〇
株式会社ツク イ	横浜市港南区 上大岡西一 丁目六番一 号	サンキ・ウエ ルビイ小野 田	山陽小野田 市の出三丁 目一五番二 八号	平成二一 一
医療法人やよ い	光市三井六 丁目一八番 一號	デイサイビ スセンター リ	光市三井六 丁目一八番 一號	平成一八 四

山口県告示第四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

市町名	阿東町	水戸地区	山口県知事	二井 関成	平成二一、一、二六
施行地区	水戸地区	農道の舗装	同意年月日		

山口県告示第四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年二月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
路線名 西岐波吉見線  
道路の区域

山口県告示第四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市開発部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年二月六日

都市計画の種類及び名称	岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	山口県知事	二井 関成
変更の内容	主要な都市計画の決定の方針		

山口県告示第五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市開発部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年二月六日

都市計画の種類及び名称	岩国都市計画道路三・四・四十牛野谷尾津線	山口県知事	二井 関成
変更の内容	道路線の廃止		

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
宇部市大字西岐波字道本一五四の四地先から同市同大字同字一五九の一地先まで	最狭 六四・五〇	最狭 六八・四七	四七・〇		

山口県告示第五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画新住宅市街地開発事業を次のとおり変更した。  
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市開発部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年二月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国都市計画新住宅市街地開発事業愛宕山新住宅市街地開発事業
- 二 変更の内容  
新住宅市街地開発事業の廃止



(三七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。  
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年三月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年二月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年一月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名称 下関深坂さくら友の会  
代表者の氏名 福富 征男  
主たる事務所の所在地 下関市横野町一丁目一三番一号
- 三 定款に記載された目的

深坂自然の森を市民及び深坂自然の森の周辺地域の人々がどうにかできる理想の里山とするために、桜その他の樹木の維持及び管理、山野草の観察学習並びに自然とのかかわりを持ちながら地域及び他の団体と交流することにより環境の保全に関する意識の高揚を図る事業を行うことにより、まちづくり及び地域の活性化に寄与すること。

(三八) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成二十年九月二十四日山口県公告(三七八)に係る大規模小売店舗について次とおり山陽小野田市から意見を聴きました。  
当該意見は、平成二十一年二月六日から同年三月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年二月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオンタウン厚狭ショッピングセンター  
所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三九) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成二十年九月二十六日山口県公告(三八二)に係る大規模小売店舗について次とおり山口市から意見を聴きました。  
当該意見は、平成二十一年二月六日から同年三月六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年二月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

○経済産業省告示第十七号  
 中小企業信用保険法（昭和二十五法律第二百六十四号）第二十条第四項第一号の規定に基づき、同  
 号の事業者を次のように指定する。  
 平成二十一年二月六日  
 経済産業大臣 二階 俊博

番号	名 称	住 所	市町村長又は特別区長に対して特 定中小企業者の認定を申請するこ とができる期間
4792	株式会社三貴	東京都千代田区神田神保町三丁 目二十九番一号	平成二十一年一月二十一日から平 成二十二年一月二十一日まで
4793	東栄タイル工業株 式会社	東京都豊島区駒込二丁目七番二 十二号	平成二十年十二月八日から平成二 十一年十二月七日まで
4794	ランドコム株式会 社	神奈川県横浜市中区常盤町五丁 目六十九番地馬車道常盤ビル	平成二十年九月二十九日から平成 二十一年九月二十八日まで
4795	株式会社清風社	鳥取県米子市皆生温泉四丁目二 十九番地十一号	平成二十一年一月十四日から平成 二十二年一月十三日まで
4796	タック化成株式会 社	茨城県四国中央市川之江町長須 二百二十三番地の二	平成二十一年一月二十六日から平 成二十二年一月二十五日まで

○経済産業省告示第十八号  
 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十六條第一  
 項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第  
 十六條第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号「補助金等に係る予算の執  
 行の適正化に関する法律第二十六條第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した  
 件」の一部を次のように改正し、平成二十一年二月六日から施行する。  
 平成二十一年二月六日  
 経済産業大臣 二階 俊博  
 表の委任した予算科目名の欄中「実用化技術研究開発費補助金」を「産業技術研究開発施設整備費  
 補助金」に改める。

○国土交通省告示第百二十三号  
 次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和二十二年法律第七十九  
 号）第七條第二項の規定に基づき、告示する。  
 その関係図面は、平成二十一年二月六日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の観  
 覧に供する。  
 平成二十一年二月六日  
 国土交通大臣 金 一 謙

路線名 供 用 開 始 の 区 間 供 用 開 始 の 期 日  
 近畿自動車道 三重県多気郡大台町菅合字岡田一四七九番二から同県度 平成二十一年一月十七日  
 尾鷲多気線 金郡大紀町崎字大垣内三九八一番一まで 平成二十一年一月十七日  
 ○国土交通省告示第百二十四号  
 運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五條第一項の規定により、次のとおり運  
 輸審議会件名表に登録された。  
 平成二十一年二月六日  
 国土交通大臣 金 一 謙

○中国地方整備局告示第八号  
 平成十年建設省告示第百九十一号岩国都市計  
 画新住宅市街地開発事業愛宕山新住宅市街地開発  
 事業認可については、施行者の申請に基づき取  
 消したので告示する。  
 平成二十一年二月六日  
 中国地方整備局長 藤田 武彦

○中国地方整備局告示第九号  
 都市計画法（昭和四十二年法律第百零五号）第五  
 十九條第一項の規定により、都市計画事業の認可を  
 したので、同法第六十一條第一項の規定に基づき、  
 次のとおり告示する。  
 平成二十一年二月六日  
 中国地方整備局長 藤田 武彦

一 施行者の名称 広島県  
 二 都市計画事業の種類及び名称 竹原都市計画  
 道路事業三・五・〇七号忠海中央線 七・六・  
 四号中町線  
 三 事業実施期間 自平成二十一年二月六日迄平  
 成二十七年三月三十一日  
 四 事業地  
 取用部分 広島県竹原市忠海中町二丁目及び  
 忠海中町三丁目地内  
 使用の部分 一

○四国地方整備局告示第九号  
 土地収用法（昭和二十六年法律第百二十九号）  
 以下「法」とする。第二十条の規定に基づき事業  
 の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定に  
 基づき次のとおり告示する。  
 平成二十一年二月六日  
 四国地方整備局長 木 村 昌臣

第1 起業者の名称 香川県及び小豆島町  
 第2 事業の種類 二級河川別当川水系別当川内  
 海ダム再開発工事並びにこれに伴う渠道及び  
 河道付帯工事  
 第3 取築地  
 1 取用の部分 香川県小豆郡小豆島町海蔵通  
 字片山、字栄中、字中木、字若神、字明石、  
 字流田、字ニゴラ及び字後山地内  
 2 使用の部分 香川県小豆郡小豆島町神徳通  
 字片山、字栄中、字中木、字若神、字明石、  
 字流田及び字後山地内

第4 事業の認定をした理由  
 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20  
 条各号の要件をすべて充足すると判断される  
 ため、事業の認定をしたものである。  
 1 法第20条第1号の要件への適合性  
 申請に係る事業は、香川県小豆郡小豆島町  
 神徳通字片山地内、字栄中地内、字中木地内、字  
 若神地内、字明石地内、字流田地内、字ニ  
 ゴラ地内及び字後山地内に施行する「二級  
 河川別当川水系別当川内海ダム再開発工事並  
 びにこれに伴う渠道及び河道付帯工事」以下  
 「本件事業」というのである。  
 本件事業のうち、「二級河川別当川水系別当  
 川内海ダム再開発工事」（以下「本件事業」と  
 いう。）は、河川法（昭和39年法律第167号）  
 第3条第1項の二級河川に係る河川管理施設  
 に関する事業であり、法第3条第2号に掲げ  
 る河川法が適用せられる河川に治水又は治水の  
 目的をもって設置するダム及び同法第18号に  
 掲げる水道法による水道事業の用に供する地  
 設に関する事業に該当する。

また、本件事業の施行により遮断される渠  
 道及び河川の従来の機能を維持するための付  
 帯工事は、それぞれ道路法（昭和27年法律第  
 180号）第3条第3号の都道府県道及び同法  
 第4号の市町村道に関する事業であり、いす  
 れも法第3条第1号に掲げる道路法による道  
 路に関する事業に該当する。  
 したがって、本件事業は、法第20条第1号  
 の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性  
 二級河川別当川水系別当川は、河川法第5  
 条第1項により香川県知事が指定した河川で  
 あり、同法第10条第1項の規定により、香川  
 県知事が河川管理者となることなどから、起  
 業者である香川県は、本件事業を施行する充  
 分な意思と能力を有すると認められる。  
 また、小豆島町は、水道法（昭和39年法律  
 第177号）第26条の規定による認可を受けて  
 いることなどから、本件事業を施行する充分  
 な意思と能力を有すると認められる。  
 したがって、本件事業は、法第20条第2号  
 の要件を充足すると判断される。

3 事業の認定をした理由  
 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20  
 条各号の要件をすべて充足すると判断される  
 ため、事業の認定をしたものである。  
 1 法第20条第1号の要件への適合性  
 申請に係る事業は、香川県小豆郡小豆島町  
 神徳通字片山地内、字栄中地内、字中木地内、字  
 若神地内、字明石地内、字流田地内、字ニ  
 ゴラ地内及び字後山地内に施行する「二級  
 河川別当川水系別当川内海ダム再開発工事並  
 びにこれに伴う渠道及び河道付帯工事」以下  
 「本件事業」というのである。  
 本件事業のうち、「二級河川別当川水系別当  
 川内海ダム再開発工事」（以下「本件事業」と  
 いう。）は、河川法（昭和39年法律第167号）  
 第3条第1項の二級河川に係る河川管理施設  
 に関する事業であり、法第3条第2号に掲げ  
 る河川法が適用せられる河川に治水又は治水の  
 目的をもって設置するダム及び同法第18号に  
 掲げる水道法による水道事業の用に供する地  
 設に関する事業に該当する。

また、本件事業の施行により遮断される渠  
 道及び河川の従来の機能を維持するための付  
 帯工事は、それぞれ道路法（昭和27年法律第  
 180号）第3条第3号の都道府県道及び同法  
 第4号の市町村道に関する事業であり、いす  
 れも法第3条第1号に掲げる道路法による道  
 路に関する事業に該当する。  
 したがって、本件事業は、法第20条第1号  
 の要件を充足すると判断される。

## 岩国医療センター新築移転整備(案)について

平成21年2月16日

## 1. 整備方針

築40年以上経過し老朽化した岩国医療センターを現在地(岩国市黒磯町)から愛宕山開発事業地岩国市街づくりエリア内に新築、移転する。

## 2. 移転時期

平成24(2012)年度目途

## 3. 基本方針

「がん、循環器病、内分泌・代謝疾患、成育医療」に関し、ナショナルセンター等との連携の下に、専門的な医療、臨床研究、教育研修及び情報発信の機能を備えた医療施設として運営する。

また、地域に密着した医療機関として、急性期医療を担う総合診療施設として運営する。

## 4. 概要

## (1) 病床規模 病床数 530床(一般530床)

うち特定病床 救命救急センター30床(うち救命救急ICU4床)

特定集中治療病床 6床

NICU 9床

緩和ケア病床 24床(当面個室病棟として運営)

外来規模 800人(1日平均)

## (2) 主たる機能

〈診療〉 ・がん、循環器病、内分泌・代謝疾患、成育医療に関する専門的医療を行う。

・エイズに関する専門的な医療を行う。(エイズ治療拠点病院)

・地域医療支援を行う。

〈教育研修〉 ・医療関係者に対する教育研修を行う。(地域医療研修センター)

・臨床研修指定病院(管理型)

〈臨床研究〉 ・臨床研究部を設置し、主に循環器疾患に関する臨床研究を行う。

## (3) 診療科(25科)

内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、気管食道科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科



## 5. 病棟構成

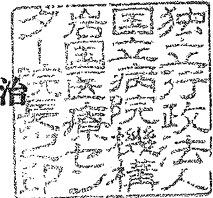
番号	病棟名称	病床数	主な診療科等
1	救命救急センター	30床	うち救命救急ICU4床
2	特定集中治療病棟	6床	特定集中治療室(ICU CCU)
3	心臓センター	48床	循環器科・心臓血管外科
4	周産期・小児センター	40床	うちNICU9床 小児科・小児外科・産科
5	女性センター	46床	内科(女性)・婦人科・乳腺外科
6	消化器センター	46床	消化器科・外科
7	消化器センター	46床	消化器科・外科
8	脳神経センター	46床	脳神経外科・神経内科
9	脳神経センター	50床	神経内科・循環器科
10	感覚器・運動器センター	48床	整形外科・眼科・耳鼻科・皮膚科・形成外科
11	感覚器・運動器センター	50床	整形外科・形成外科
12	個室病棟(緩和ケア病棟)	24床	個室病棟(開院後速やかに緩和ケアへ)
13	呼吸器センター	50床	内科・呼吸器科・呼吸器外科・泌尿器科
	13看護単位	530床	



岩医病発第 164号  
平成21年 3月 3日

岩国市長 福田良彦 殿

独立行政法人国立病院機構  
岩国医療センター院長 齋藤大治



### 愛宕山新築移転に関する要望書

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は当医療センターの運営並びに新築移転に関しましてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、愛宕山への新築移転に際し、山口県東部地域における中核的医療機関であり、また、当地域唯一の救命救急センターとして救急医療の中心をなす当医療センターの医療機能の維持・発展を図ることは、岩国市民のみならず周辺市町村の住民の皆様のため極めて重要なことと認識しております。

この医療機能を維持したうえで、患者様をはじめとした地域住民の方々の利便性を確保しつつ、将来的にも愛宕山で医療を継続するためには、7ヘクタールの敷地面積は是非必要であると考えております。

平成19年11月22日の山口県、岩国市及び当医療センターの合意により、現在地は病院移転後、岩国市において公共事業用地として取得していただくこととなっておりますが、現在地と愛宕山の価格に開きが予想されることから、当医療センターが希望する広さの敷地を確保できない可能性があります。

つきましては、現有地と等価格で取得できる愛宕山の敷地が7ヘクタールに不足する場合、その不足部分について医療の用に供するよう岩国市において用地を確保したうえで、当医療センターに無償で貸与していただくよう要望します。

## 愛宕山地域開発事業に係る市有地面積

(平成21年3月19日現在)

区分	種別	面積 (m <sup>2</sup> )	財産管理課	
従前の市有地	愛宕神社前広場	7,023	都市計画課	
	第一工場用地	7,704.24	環境施設建設課	
	市道牛野谷町29号線	7,562.32	道路課	
	市道尾津町33号線	101.63	道路課	
	市道尾津町39号線	1,398.80	道路課	
	法定外公共物	赤線	12,010.66	道路課・農業振興課 (維持管理)
		青線	1,814.38	河川課・農業振興課 (維持管理)
	小計	13,825.04	用地管財課 (財産管理)	
合計		37,615.03		

普通財産化した法定外公共物	元赤線	11,967.65	用地管財課
	元青線	1,779.62	
	合計	13,747.27	

普通財産化していない法定外公共物	赤線	43.01	道路課 (維持管理)
	青線	34.76	河川課 (維持管理)
	合計	77.77	用地管財課 (財産管理)

※ 法定外公共物以外の面積については、台帳上の数値により算出しており、今後の登記事務等において変更する可能性がある。